

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における管理規約の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、施行者による施行再建マンションに関する管理規約の設定手続を定めており、施行者は、市長の認可を受けて、施行再建マンションに関する管理規約を定めることができるとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第94条第1項及び同条第3項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （施行者による管理規約の設定） 第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第23条、第24条）、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。 2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項 の規約とみなす。 3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第六十六条 に規定する土地等又は区分所有法第六十八条第一項 各号に掲げる物（附属施設にあっては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。 4 前項の管理規約は、区分所有法第六十六条 において準用する区分所有法第三十条第一項 の規約とみなす。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	